

第1章 計画策定のあらまし

1 計画策定の趣旨

我が国の経済は、企業の減益や雇用情勢の悪化などにより、長きにわたり低迷しています。

一方、少子高齢化・人口減少が進展し、将来の日本の活力を維持していくため、行財政面での体力の強化が喫緊の課題となっています。

本市においては、平成14年度に「阪南市財政再建実施計画」、さらに、平成18年度においては持続可能な行財政運営システムの構築を基本方針とする「第二次阪南市財政再建実施計画」を策定し、行財政改革に積極的に取り組んだ結果、一定の成果を上げたものの、市立病院の運営状況等により、財政状況は非常に厳しい状況です。

しかしながら、このような状況においても、地域の再生や、安心・安全、少子高齢化等に対応した「未来あるまちづくり」を進める必要があり、一時の財政負担だけで判断するのではなく、長期的視点から、市が抱える大きな課題を計画的、積極的に解決していくための「種をまく」必要があると考えています。

そこで、市が抱える大きな課題とその解決に向けた取組みを「政策事項」と捉え、後に効果を出せることを見定め、また、効果を出すことを条件に全庁的に知恵を出し、国・府の制度等をも活用した創意工夫を行いながら、何としても「未来あるまちづくりへの種まき」を行うために、本計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、まちづくりの根幹である総合計画を基本として、後述（第2章）する「計画の基本的な考え方」をもとに、政策事項をあらゆる角度で抽出・検証・推進（ECP（抽出(Extract)・検証(Check)・推進(Promote)））するものとし、各部・課の考え方を基本に市全体の政策調整を図り、方向性を整理し全庁的に推進することにより、将来のまちづくりに寄与するものです。

また、市民のみなさんのご理解とご協力のもとに、協働により計画を推進するため、計画内容については、ホームページ等で公開し、市民のみなさんとの情報の共有化に努めます。

3 計画の構成と期間

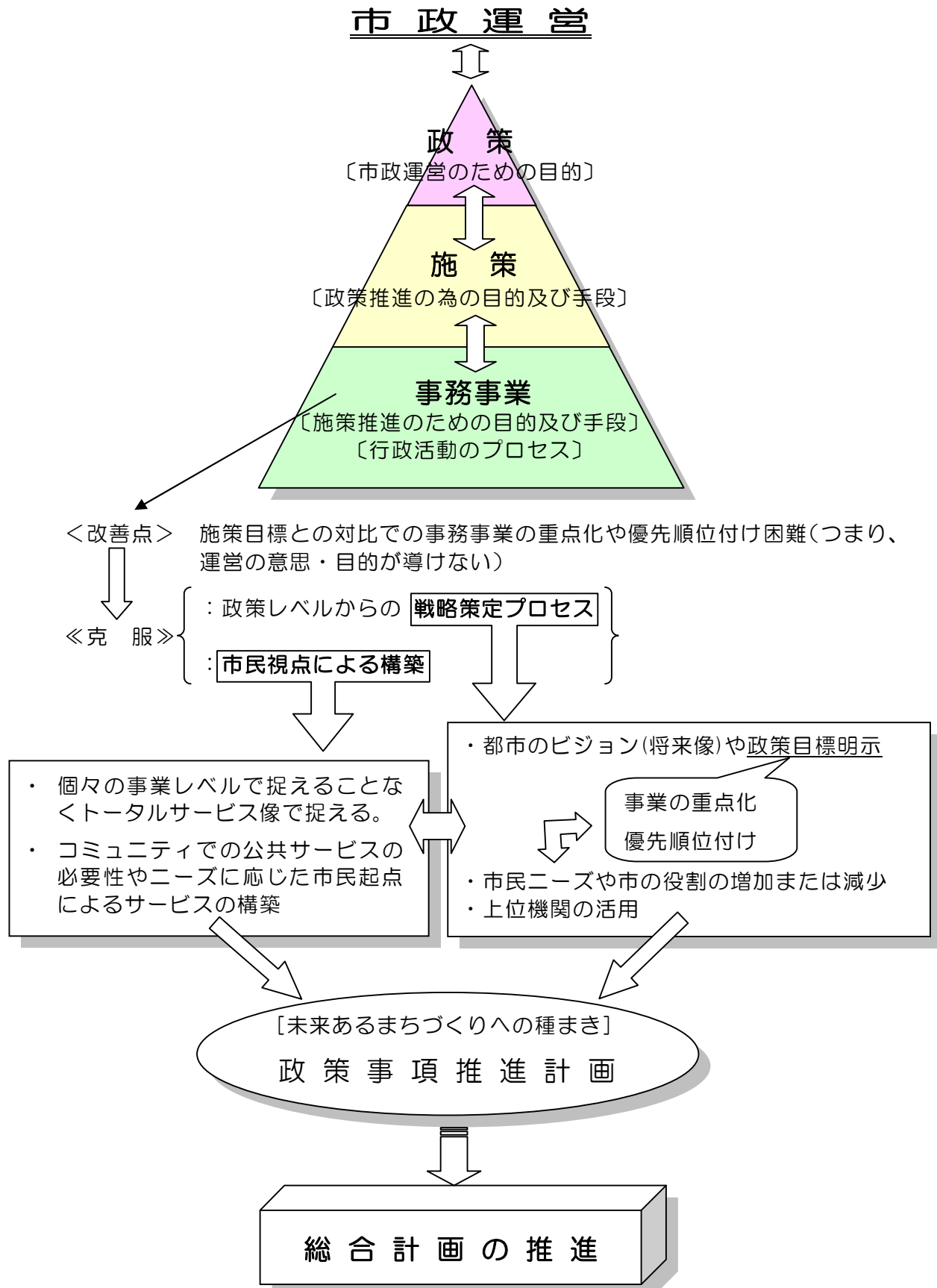
本計画の構成は、各部・課の政策事項について、政策事項推進要綱に基づき、全体計画及び3カ年の事業計画を検証し、総合評価として整理したものをとりまとめるものです。

なお、本計画に位置付けた政策事項については、財政状況を踏まえ、翌年度以降、予算化に努めます。

本計画の期間は、総合計画に基づき、将来の都市像の実現をめざし、市の主要な政策を推進していくことが目的であることから、総合計画との整合性を図りつつ、また、急激な社会情勢の変化に柔軟に対応するため、3年とし、毎年度ローリングを行います。

第2章 計画の基本的な考え方

1 政策構築図



2 政策事項の基本的な考え方

政策構築図は、これからの自治体運営を推進するにあたり、現在進めている事務事業評価システムとは異なる視点からのアプローチを行うことで、自治体運営を総合的・体系的に推進するための概念を表したものです。

- ① 行政の政策・施策体系は、政策－施策－事務事業の三層構造から構成しており、事務事業は、施策・政策を推進するための目的及び手段です。

ア 事務事業は、施策推進のための目的及び手段

イ 施策は、政策推進のための目的及び手段

ウ 政策は、市政運営のための目的

- ② 本市の事務事業評価システムは、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、行財政改革を推進することであり、施策目標との対比による事務事業の重点化や優先順位付けには限界があります。したがって、運営の意思・目的が導き出しにくいいため、新たなシステムを構築する必要があります。

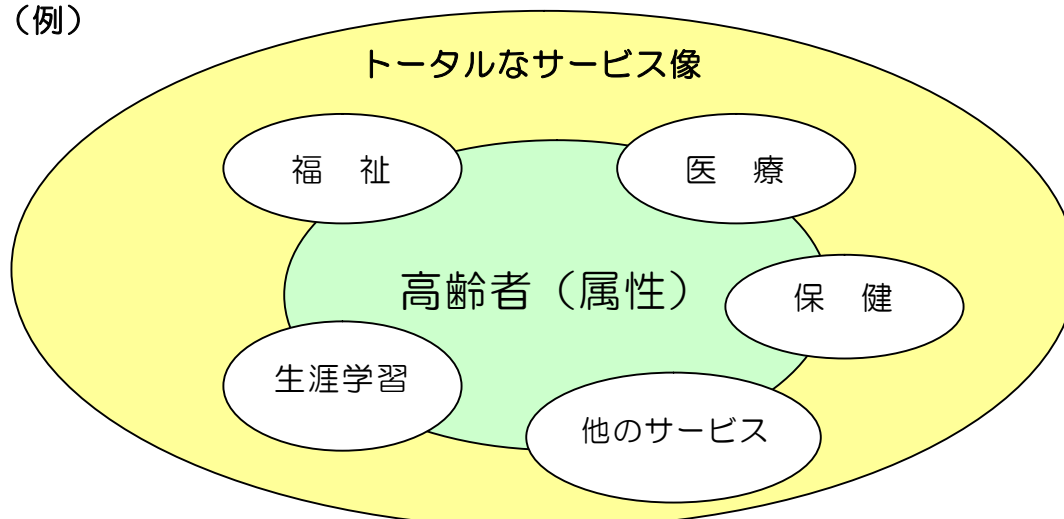
- ③ 上位の施策目標との対比による事務事業の重点化などの価値判断を行うためには、事務事業及び施策レベルからの視点はもとより、運営の意思・目的を導くための視点・プロセスが必要です。

- ④ 2つの視点・プロセス

ア 市民視点による構築

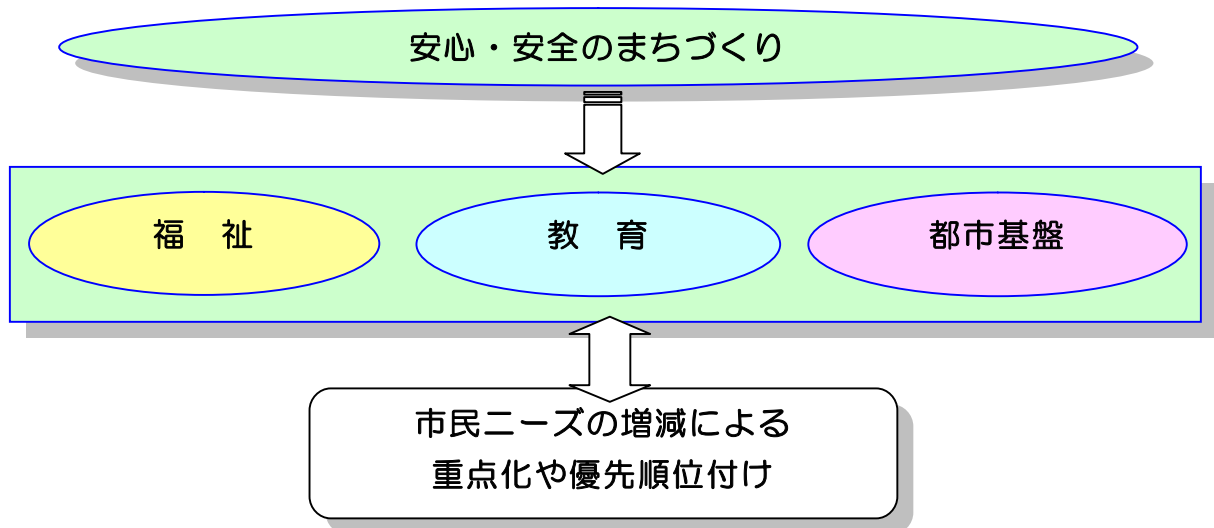
政策体系ではなく行政の現場からの公共サービスの設計が必要なことから、公共サービスを個々の事務レベルで個別に把握するのではなく、特定の属性を起点にしたトータルなサービス像として捉えた公共サービスの構築が必要です。すなわち、コミュニティでの公共サービスの必要性や市民ニーズに応じた市民起点によるサービスの構築を行うものです。

(例)



イ 戦略策定プロセス

政策目標を明示し、政策・施策・事務事業の重点化や優先順位付けを行います。その根拠としては、市民ニーズや市の役割の増加・減少に視点を置き、ニーズや役割が増加していれば公共として重点的な対応を求められるものであり、逆に減少していれば、対象から外すべきものと考えます。



⑤ 視点・プロセスから導き出されるもの

↓
運営の価値・意思の形成⇒政策事項推進計画⇒総合計画の推進

3 総合計画実施計画との関係

総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画という三層構造で構成しています。基本構想は、将来の都市像や基本目標を定めたものであり、議会の議決を要し、基本計画は、基本構想の将来像を具体化する施策を体系化したものであり、実施計画は、各施策の実現手段である事業等を提示するものです。

総合計画実施計画は、過去において、「実施計画策定大綱」に基づき、ソフト・ハードあるいは実施中・実施予定に関わらず、すべての施策・事務事業等を進行管理し、毎年度ローリングを実施してきました。

一方、本計画は、政策を主眼とし、本市の「未来あるまちづくりへの種まき」を行うため、総合計画基本計画をもとに政策事項として、抽出、検証、推進するものです。

4 第二次財政再建実施計画等との関係

平成14年9月策定の「阪南市財政再建実施計画」は、過去からの行財政改革の取組みにもかかわらず、このまま推移すれば数年後には財政再建団体への転落が避けられないほどの危機的な財政状況に陥ることから、「分権時代にふさわしい柔軟でスリムな行財政運営システムの構築」を基本方針として策定したものです。

しかしながら、地方分権のさらなる進展のなか、国主導による三位一体の改革により地方交付税等を大幅に削減されたこと等もあいまって、本市財政は、極めて厳しい状況となったことから、より一層の改革を推進するため、自立した財政基盤の確立をめざし、財政再建団体への転落を回避するとともに、将来の世代に過度の負担を残さず激変する市民ニーズへ柔軟に対応できる持続可能な行財政運営システムの構築を基本方針とする「第二次財政再建実施計画」を平成18年10月に策定しました。

一方、本計画は、総合計画に基づき、6つの基本目標、施策の大綱の形成に向け、主要な政策の計画的な執行を実施していくことで、本市の未来あるまちづくりの形成を図るものです。

そのため、第二次財政再建実施計画と本計画は、財政的に過度の負担とならないよう、また、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることのないよう、相互に連携しながら、自立した行財政運営をめざすものです。

また、同様に、特別会計・企業会計についても、経営健全化計画を踏まえ、本計画を推進していくものです。

第3章 計画のとりまとめ

1 計画の策定手順（次ページにフロー図掲載）

本計画は、政策事項推進要綱に基づく、各部・課の政策事項について、総合評価の視点と評価基準に基づき、とりまとめを行うものです。

なお、事務の効率化を図るため、他部・課が保有するデータなど、既存の成果品を活用することにより、調査表作成等にかかる担当課の事務負担の軽減を図ることとします。

2 総合評価の考え方

政策事項については、政策事項推進要綱をもとに、また、第二次財政再建実施計画による本市の財政状況を鑑み、最小の経費で最大の行政効果を上げるべく、市民のみなさんと行政のパートナーシップのもと、市の将来を見据えた「未来あるまちづくりへの種まき」を主眼としてとりまとめるものです。

また、とりまとめにあたっての総合評価として、

- ① 国・府等の実施による市のまちづくりに寄与できるもの
- ② 市民主導又は協働により政策を実施するべきもの
- ③ 将来にわたってまちづくりに大きく寄与するもの

の3つの視点に鑑み、目的・必要性、効果、緊急性、早期実現度、関連性の評価基準により、総合評価を行うものです。

総合評価

A＝「実施に向け進める」

B＝「当面先送り」

※Aは「実施に向け進める」ものとしませんが、ヒアリング結果欄に【条件】の項目があるものについては、平成22年度中に条件整理の目処をつけるものとしします。なお、条件が整理できない場合はBの「当面先送り」とします。

☆計画の策定手順フロー

